



制裁概要一覧

A. 注意事項

本制裁概要一覧は、海運業界に最も関係深いと考えられる国々に対する EU 及び米国による制裁措置をまとめたものです。本一覧は EU 及び米国によるあらゆる制裁措置を網羅したものではありません。

本制裁概要一覧は、刻々と変化する EU 及び米国制裁の外観を示すものです。本一覧は制裁に関する包括的な助言を提供するというよりも、さらなる検討のきっかけを提供することを目的としています。 EU 及び米国制裁は複雑であり、本一覧のような総合ガイドで制裁に関して生じる可能性のある状況の全てを一つ一つ取り扱うことはできません。下段の概要にリストされた国々や当該国々の個人/団体と取引する際には常に注意を払う必要があります。制裁に関して懸念や不明な点がある場合には、コンプライアンス部門に相談したり法的助言を求める必要があるでしょう。

EU 及び米国制裁は頻繁に変更/更新されます。本一覧は制裁措置についての変更情報を入手次第アップデートされます。但し、変更にはタイムラグがある可能性がありますのでご注意下さい。

妥当な Due Diligence を尽くしたことを確保するために実施すべき標準的な Due Diligence プロセスは存在しません。求められる Due Diligence のレベルは事案 毎に異なり、個々のリスクに応じた対応が必要になります。



B. EU 制裁の範囲

EU制裁の適用範囲は以下の通りです。

- (a) 領空を含む EU 領域内
- (b) EU 加盟国の管轄権下にある航空機もしくは船舶上
- (c) EU 領域内外に所在する EU 加盟国の国民
- (d) EU 領域内外に所在する EU 加盟国の法律の下で設立された法人、団体、組織
- (e) EU 領域内で一部もしくは全部の事業を営む法人、団体、組織

C. 金融規制 - EU 資産凍結対象者リスト

EU 制裁規則は、金融規制の対象となり資産凍結される特定の個人/団体をリストしています。EU 金融規制対象者のリストは次のリンクで確認することができます: Listed persons, groups and entitled subject to EU retrictive measures。 リストを検索する際の注意事項として、ある人物/団体が様々なスペルで表記されることがあり、可能性のあるスペルは全て検索する必要があります。

D. EU 制裁に関する詳細

現在施行されている EU 制裁及び関係規則に関する詳細は次のリンクで確認することができます: http://eeas.europa.eu/cfsp/sanctions/docs/measures en.pdf。





E. 米国制裁の範囲

原則として米国制裁の適用範囲は以下の通りです。

- (a) 米国領域内
- (b) 米国領域内外を問わず米国民及び団体

但し、イランに対する米国制裁は一部域外適用の効力を有し、そのため米国とつながりのない状況にある非米国民/団体にも適用される場合があります。

なお、米国による武器の禁輸は域外適用の効力を有します。米国による武器の禁輸は、所在地を問わず米国産アイテムや技術データを含むあらゆる防衛物資及 び防衛サービスに適用されます。そのため、非米国人による非米国間の当該物資の輸送であっても、当該物資に米国関係のものが含まれていて必要なライセン スや書面での認可が国防貿易管理局から得られていない場合、米国輸出管理規制違反となる可能性があります。

F. 金融規制 - 米国"Specially Designated Nationals" リスト

米国制裁規則では、外国資産管理局(OFAC)による Specially Designated Nationals and Blocked Persons(SDNs)リストにて制裁対象となる特定個人をリストしています。SDNs の資産は凍結され、米国民は基本的に SDNs との取引を禁止されます。また、非米国民や非米国団体がイランの SDNs と取引する場合でも、米国当局が非米国民/団体に対しても制裁措置を適用するリスクがあります。

SDN リストは次のリンクで確認できます: Listed persons, groups and entities subject to US restrictive measures (SDN List)。リストを検索する際の注意事項として、ある人物/団体が様々なスペルで表記されることがあり、可能性のあるスペルは全て検索する必要があります。また、50%以上 SDN により所有されている企業も SDNs に分類されます。



G. 米国制裁に関する詳細

現在施行されている米国制裁及び関係規則に関する詳細は次のリンクで確認することができます:

http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Pages/Programs.aspx。また、武器の禁輸に関する情報について国防貿易管理局の次のリンクをご参照下さ: http://pmddtc.state.gov/embargoed_countries/index.html。

No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
1.	コンゴ民主	貿易規制	
	共和国	• コンゴ民主共和国で活動する全ての非政府組織及び個人へ	• コンゴ民主共和国向けもしくはコンゴ民主共和国からの防衛
		の武器並びに関係物資の禁輸。	物資及び防衛サービスの輸出のためのライセンスや認可の取
		• 武器禁輸措置の効果を損ねるような支援の提供禁止。	り消しによる米国による武器の禁輸。
		• コンゴ民主共和国領域内で活動するあらゆる非政府組織や	o 例外: 国防貿易管理局からケースバイケースでライセンス
		個人へ(直接間接を問わず)以下のサービスの提供禁止:	又は認可が出る可能性あり。
		軍事活動に関係する技術的援助の提供。	
		o 武器、関係物資、関連する技術的援助、その他サービス	金融規制
		の販売、提供、輸送、輸出を含む軍事活動に関係する融	• SDN リストもしくは大統領令の付属書にリストされた特定団
		資及び金融支援の提供。	体又は個人の取引に関する資産凍結。資産凍結対象者が関係
			するあらゆる資産は、米国にあるか、またはどこに所在しよ
		金融規制	うとも米国人が所有/管理している場合凍結される。SDN リス
		• 特定個人に関する資産凍結。	ト掲載者が直接又は間接的に 50%以上所有する団体の資産及



		特定個人への融資及び経済資源の提供禁止。	び資産の所有権も、当該団体がリストに掲載されていなくて
		(Listed persons, groups and entitled subject to EU retrictive	も凍結。
		measures)	o 例外: 本規制で禁止されている活動や取引であっても、外
			国資産管理局(財務省)による許可が出る可能性あり。
		渡航制限	
		• 特定個人の EU への入域禁止。	<u>最新動向</u>
			2013 年 1 月 24 日以降進展なし。
		<u>最新動向</u>	
		2013年6月10日以降進展なし。	
2.	エジプト	金融規制	概要
		• 国金横領の疑いがあるムバラク政権(関係団体/個人を含む)	• エジプトに対する米国の制裁規制なし。
		関係者 19 人の資産及び経済資源の凍結。	
		(Listed persons, groups and entitied subject to EU retrictive	その他の制裁
		measures)	• エジプト内外で活動するテロリスト、テロ団体、外国テロ組織
			に対する規制措置あり。
		<u>最新動向</u>	
		2013年6月10日以降進展なし。	<u>最新動向</u>
			2013 年 8 月 30 日以降進展なし。
3.	イラン	貿易規制	概要- 米国人
		• 武器及び内部抑圧に用いられる可能性のある機器のイラン	• 米国人(米国企業、所在地を問わず米国民及び永住外国人、米国



~/からの輸出入禁止。

- 核又は軍事用に転用可能な技術をイラン人/団体/組織へ、またはイランでの使用のために販売、提供、輸送、輸出することの禁止。
- 武器の禁輸、核及び軍事用に転用可能な物資に関する禁止措置の効果を損なう可能性のある技術、融資、ブローカーサービス提供の禁止。
- イラン原産もしくはイランから輸出された原油、石油製品、 石油化学製品の EU への輸入、購入、輸送の禁止。
- 上記原油、石油製品、石油化学製品の輸入、購入、輸送の禁止による効果を損ねるような金融支援(保険及び再保険を含む)の提供禁止。

制裁除外:

- o 船舶エンジン駆動の目的で用いられ、イラン以外の第 三国で製造され供給されたバンカー油の購入。
- o イラン領海内に避難した船舶の駆動のためのバンカー油の購入。
- イラン原産もしくはイランから輸出された天然ガスの EU への購入、輸送、輸入の禁止。
- 上記天然ガスの輸入、購入、輸送の禁止による効果を損ねる

領内にいる全ての者を含む)は、極めて限られた例外を除き、所在を問わずイランもしくはイラン政府とのあらゆるビジネスもしくは関係する取引を実質的に行うことが禁止される。

概要- 非米国人/域外1

- 非米国人はいくつかの限定的な米国制裁の域外適用を受ける。 概要は以下の通り。
- 米国人に米国制裁違反を引き起こさせるような非米国人の行為の禁止(例として、イランや SDN リスト掲載者へのドル支払いの際にイラン関係の支払いであることを隠ぺいすることで米国の銀行による制裁違反を引き起こす)。

貿易規制- 域外適用

• イラン向けもしくはイランからの防衛物資及び防衛サービス の輸出のためのライセンスや認可の取り消しによる米国によ る武器の禁輸。

エネルギー/化学産業関係

• 以下の取引が含まれる場合、取引に関与した外国企業は制裁対

¹ 懸念がある場合には、外国資産管理局の見解を取得すべき。



ような金融支援(保険及び再保険を含む)もしくはブローカーサービス。

- イランへの以下の販売、提供、移送、輸出の禁止:
 - o イランの石油及びガス産業のための機器及び技術
 - o 通信傍受のための設備、技術、ソフトウェア
 - o 造船、補修、改装を含む海事機器及び技術
 - 黒鉛及び未加工又は半製品金属
 - o 金、貴金属又はダイアモンド
 - o 産業プロセス集積のためのソフトウェア
- 上記物資に関する禁止措置の効果を損なう可能性のある技術、金融、ブローカー支援の提供禁止。
- 新/未発行イラン通貨の販売、供給、輸送、輸出の禁止。

金融規制

- 軍事、核、軍事向け転用可能物資、ウラン採掘/濃縮の製造、 またはイランの石油及びガス産業に従事するイラン人との 共同事業の設立もしくは融資提供の禁止。
- 特定個人の資産及び経済資源の凍結。

(Listed persons, group and entities subject to EU restrictive measures)

• 資金移動の金額及び目的により、イラン人、イラン団体、イランの金融機関へ/からの資金移動について一定の規制。

象となる可能性あり。

- 。 USD1,000,000 以上、もしくは 12 か月間の総計で USD5,000,000 以上の適正市場価格を有し、直接かつ著しく(i)イランに所在する石油資源の開発におけるイランの能力の維持/拡大、(ii)精製石油製品のイラン国内での製造の維持/拡大に寄与する物資、サービス、技術、支援のイランへの提供。
- o USD250,000 以上、もしくは 12 か月間の総計で USD1,000,000 以上の適正市場価格を有し、直接かつ著し く石油化学製品のイラン国内での製造の維持/拡大に寄与する物資、サービス、技術、支援のイランへの提供。
- 以下の者への特定の支援、以下の者の利益になる活動や取引を 支援する物資やサービスの提供の禁止。
 - イランのエネルギー分野に関係する特定個人または企業
 - o The National Iranian Oil Company (NIOC)
 - The National Iranian Tanker Company (NITC)
 - Naftiran Intertrade Company (NICO)
- イランからの石油もしくは石油化学製品の購入、取得、販売輸送、マーケティングのための著しい取引への従事の禁止。
- 一回の取引が USD1,000,000 もしくは 12 か月間で USD5,000,000 以上の精製石油製品を販売もしくは提供することの禁止。



- イランでビジネスをしている EU の金融機関に対する一定 の規制。
- 一定のイラン債権の購入制限。
- イラン政府、イラン人、イラン団体、イラン組織(自然人以外)への保険または再保険の提供制限。

輸送関係規制

- イランへ/から EU へ貨物を輸送する船舶は、到着前及び出 航情報を提出しなければならず、貨物が軍事物資でないか、 イランに対する EU 制裁の下で禁止されていないか通知し なければならない。
- 軍事物資またはイランに対する EU 制裁規則の下で提供、販売、輸送、輸出が禁止されている物資が貨物に含まれると疑う合理的な理由がある場合、イランへ/からの全貨物の調査、差し押さえ、処分の実施。
- 軍事物資またはイランに対する EU 制裁規則の下で提供、販売、輸送、輸出が禁止されている物資が貨物に含まれると疑う合理的な理由がある場合、イラン人/団体/組織により直接または間接に所有/管理されている船舶への補油、物資供給、その他サービスの提供の禁止。
- イラン船籍、またはイラン人/団体/組織により直接または間接を問わず所有、用船、運航されているオイルタンカー及び

- イランの精製石油製品の輸入能力に寄与する可能性のある 1 回 の取引が USD1,000,000、もしくは 12 か月間で USD5,000,000 以上の支援、物資、サービス、技術(及び場合によっては情報)をイランへ販売、リース、提供することの禁止。
- イラン外での石油資源開発のためのイラン政府との、もしくは その関係する共同事業、あるいは石油資源開発におけるイラン の能力を強化する可能性のある従前はイランが有しなかった 技術的知識あるいは設備を提供する共同事業への参加の禁止。
- 特定の物資(石炭、黒鉛、アルミニウム金属、その合金、鋼鉄、ベースメタルを含む半製品金属や原料を含む)や、イランのエネルギー分野に関連して用いられる産業プロセス集積のためのソフトウェアをイランからもしくはイランへ提供することの禁止。

輸送関係

- 以下の者への支援、もしくは以下の者の活動あるいは取引を支援する物資やサービスの提供の禁止。
 - o イランの海運あるいは造船業界の一部にある特定の個人 または団体
 - The Islamic Republic of Iran Shipping Lines (IRISL)
 - National Iranian Tanker Company (NITC)
 - South Shipping Line



貨物船への次のサービスの提供の禁止。

- 0 船級
- o 船舶設計、建造、修繕
- o 調査、テスト、設備の検定
- 旗国の代理で関係証書の調査、監査、視察、発行、更新、署名を行うこと
- イラン人/団体/組織、あるいは船舶がイラン産の石油または 石油化学製品の輸送もしくは貯蔵のために用いられないこ とを確認する適切な行動をとらない者に対し、石油または石 油化学製品輸送もしくは貯蔵を目的とした船舶を利用させ ることの禁止。

渡航規制

• イランの一般市民に対する暴力的抑圧に責任がある者、体制 維持により利益を受ける者、彼らと関係する者、の EU への 入域禁止。

その他規制

• 広範な反脱法措置が取られており、上記規制を回避する目的 /効果を持った行為に意図的に参加することの禁止。

最新動向

Tidewater Middle East Co.

- o イランの港を運営する特定の個人または団体
- イランから原油を輸送するために用いられる船舶を所有、運 航、管理することの禁止(米国から制裁適用免除を受けている国 への輸送でない場合)。
- 原油及び精製石油製品の原産国がイランであることを隠蔽して用いられる船舶を所有、運航、管理することの禁止(例、サテライトトラッキングシステムのスイッチを切ること)。
- イランによる大量破壊兵器の拡散または国際テロ行為の支援 に寄与する可能性のある物資をイランから/へ輸送するための 船舶あるいはその他海事サービスを販売、リース、提供するこ との禁止。
- 当該物資、サービス、技術、その他アイテムの輸出、輸送、積み替え手配により、他の者が実質的にイランによる大量破壊兵器や大量の先進通常兵器の取得/開発に寄与する物資、サービス、技術、その他アイテムをイランに提供する結果となる可能性が高いことを知りながら、あるいは知り得べきでありながら、当該物資、サービス、技術、その他アイテムの輸出、輸送、積み替え手配を行うことの禁止。
- 産業プロセス集積のためのソフトウェアあるいは特定物資(石 炭、黒鉛、アルミニウム金属、その合金、鋼鉄、ベースメタル 等を含む半製品金属や原料を含む)が以下に該当する場合、それ



	T
2013年10月10日以降進展なし。規則971/2013により、規則	らをイランから/〜販売、提供、輸送することの禁止。
267/2012 の Article 23 の資産凍結の規定が若干変更された。	o イランの国民賃借対照表に資産としてリストされている
	場合。
	o イランによる物々交換、スワップ、その他あらゆる交換
	取引に用いられる場合。
	o SDN リスト掲載者から/へ販売、提供、輸送される場合。
	イランのエネルギー、海運、造船分野に関連して用いられ
	る場合。
	。 直接あるいは間接的に Islamic Revolutionary Guard Corp
	(IRGC)により支配されているイランの経済分野に関連し
	て用いられる場合、もしくはイランの核、軍事、弾道ミサ
	イルプログラムに関連して用いられる場合。
	その他
	-
	 質的に寄与するもしくは実質的に寄与する危険性をはらむ活
	動への従事の禁止。
	● 大量破壊兵器、巡航/弾道ミサイルシステムの開発に実質的に3
	与する可能性のある設備及び技術をイランから/への取得/輸送
	の禁止。
	大量破壊兵器の拡散に関与したために資産凍結されている
	(またはこれらの者により支配、管理されている者)を支援する



 1		
		融資、物資、技術的あるいはその他の支援、物資、サービスの
		提供もしくは提供を試みることの禁止。
	•	(i)ウランの採掘、製造、輸送に関係するイラン企業との共同事
		業、(ii)それを通じてウランが直接または第三国を通じてイラン
		へ輸送されるイラン企業との共同事業、(iii)それを通じてイラン
		の核兵器プログラムに寄与する可能性のある従前イランには
		なかった設備や技術的知識をイランが入手できるような共同
		事業、への参加禁止。
	•	イラン政府による米国通貨あるいは貴金属の購入/取得を支援
		するような金融上、物資上、技術上の支援、物資、サービスの
		提供、アシスト、スポンサーの禁止。
	•	貴金属のイランから/への輸送の禁止。
	•	イランの自動車分野に関連して用いられる物資やサービスを
		イランへ販売、提供、輸送するための著しい取引に従事するこ
		との禁止。
	•	イラン人に対する深刻な人権侵害に用いられる可能性のある
		特定の物資、技術、サービスをイランへ輸送もしくは輸送の手
		配を行うことの禁止。
	•	イラン人向け農業製品、食糧、医薬品、医療機器を含む物資の
		流用に関わる汚職やその他の活動への従事の禁止。
		コンピューター/ネットワークの混乱、監視、追跡を促進するた
		めに用いられる可能性の高い物資、サービス、技術を直接また



は間接にイランへ提供することの禁止。 以下の者への著しいあるいは実質的な支援の提供、もしくは以下の者を支援する物資やサービスの提供の禁止。
下の者を支援する物資やサービスの提供の禁止。
o SDN リストに掲載された全てのイラン人または企業。
イラン政府、イラン中央銀行及び特定のイラン金融機関
 National Iranian Oil Company;
Naftiran Intertrade Company;
米国制裁により資産が凍結されているイラン共和国防衛
軍あるいはその職員、代理人、関係会社。
イランに関する国連安保理決議に基づく経済制裁の対象
となっている個人/団体、もしくはその団体の代理、指示、
支配、管理の下で活動している個人/団体。
金融規制 – 域外適用
エネルギー/化学産業関係
• イランの石油資源開発能力の拡大に直接かつ著しく寄与する
投資(1回の取引が USD20,000,000 以上、もしくは 1回当り
USD5,000,000 以上の取引の総額が 12 か月間で
USD20,000,000 以上)を意図的に行うことの禁止。
保険関係
• 米国制裁が課されているイランに関するあらゆる活動に対し



	て(再)保険の提供禁止。具体的には、保険者は以下のもののイ
	ランから/への販売、船積み、購入、提供する取引に対して(再)
	保険を提供することが禁止される。
	o イランによる(i)石油及びガス分野の維持/拡大、(ii)石油化学
	製品の製造維持/拡大(イランから/へのパイプラインの建
	設を含む)、(iii) 精製石油製品の輸入能力改善、に用いられ
	る物資もしくはサービスで、一定金額を超えるもの。
	o 原油、ガソリン、天然ガス、その他非精製もしくは精製石
	油/石油化学製品。
	○ 軍事設備、大量破壊兵器の開発もしくは関連運送システム
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	に関係する設備。
	金、銀、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム、
	ルテニウム、及び当該物質に覆われた物資を含む貴金属。
	o 石炭、黒鉛、アルミニウム金属、合金、鋼鉄、ベースメタ
	ル等を含む半製品金属や原料。
•	関係事案によっては、以下に対する取引における保険/再保険の
	提供/引き受けが禁止される。
	National Iranian Oil Company (NIOC)、National Iranian
	Tanker Company (NITC), Islamic Republic of Iran Shipping
	Lines (IRISL)、Iranian Offshore Oil Company (IOOC)、
	National Iranian Gas Export Co. (NIGC) , Petroleum
	Engineering and Development Co. (PEDC) 、Nafitiran



		Intertrade Company (NICO)が関係する取引が含まれるイ
		ランのエネルギー、海運、造船、港湾サービスの利益とな
		るもの。制裁対象となる取引には、イランの石油、天然ガ
		ス、石油製品の探索、採掘、製造、精製、液化を含む活動
		が含まれる。
	0	イラン船籍もしくはイラン政府により直接または間接的
		に所有、支配、用船、運航されている油タンカー及び貨物
		船を含む海上輸送船舶による物資の運送。
	0	イランでの油タンカー及び貨物船を含む海上輸送船舶の
		建造もしくは修理。
	0	イラン籍船もしくは直接または間接的にイラン政府やイ
		ラン人により所有、支配、用船、運航されている船舶の保
		守、提供、補油、入渠。
		Iranian Revolutionary Guard もしくはそのエージェントや
		関係会社が含まれる場合。
		兵器拡散や国際テロを理由に IEEPA に基づき指定された
		者が含まれる場合。
		外国資産管理局の SDN リストに指定されたイラン団体、
		イラン人が含まれる場合。
		イラン国債を含むイラン政府債務の購入/発行が含まれる
		オフン国頃を含むイフン政府債務の購入/先行か含まれる 場合。
	0	イラン内外のイラン企業との石油及びガス開発の共同事



1	
	業が含まれる場合。
	o 一定金額を超えるイランのエネルギー分野への投資が含
	まれる場合。
	o イラン中央銀行(Markazi 銀行)やその他イランの特定金融
	機関が含まれる場合。
	その他金融機関関係規制
	• 以下の者との著しい金融取引を実施もしくは促進することの
	禁止。
	o SDN リストに掲載されたイラン人
	o イラン政府、イラン中央銀行、一部のイラン金融機関
	National Iranian Oil Company (NIOC)
	Naftiran Intertrade Company (NIC)
	• 米国制裁によりその資産が凍結されている Iranian Republican
	Guard、そのエージェント、関係会社のために著しい金融サー
	ビスを提供したり著しい取引を促進することの禁止。
	• イランに関係する国連安保理決議に基づく金融制裁の対象と
	なっている者の活動を促進することの禁止。
	• イラン政府による大量破壊兵器やその運送システムの開発を
	促進することの禁止。
	イランによる大量破壊兵器の拡散や運送システムまたはイラ
	ンによる国際テロ支援に関係して資産凍結されている者のた



1		1
	X)に著しい金融サービスを提供すること、あるいは著しい取引
	を	促進することの禁止。
	• D	「下についての著しい金融取引を実施もしくは促進すること
	T)	禁止。
	0	イランからの石油もしくは石油製品の購入、取得、販売、
		輸送、マーケティング。
	0	イランからの石油化学製品の購入、取得、販売、輸送、マ
		ーケティング。
	0	イランにおけるエネルギーもしくは造船産業や SDN によ
		る使用のような特定の利用に用いられる場合、石炭、黒鉛、
		アルミニウム金属、合金、鋼鉄、ベースメタル、等を含む
		半製品金属や原料、貴金属、産業プロセス集積のためのソ
		フトウェアといった特定の物資のイランから/への提供。
	0	イランのエネルギー、海運、造船分野に関係して用いられ
		る著しい物資やサービスのイランから/への提供。
	0	イランの自動車分野に関係して用いられる著しい物資や
		サービスのイランへの提供。
	0	イラン通貨もしくは金融派生商品の購入または販売に関
		連する取引。
	最新!	動向
		年7月1日に IFCA 発効。
	2010	1 1 /4 1 H (C II O/ () D /// J0



4. イラク	貿易規制	貿易規制
	• イラクへの武器及び関係物資の禁輸。	• イラク向けもしくはイラクからの防衛物資及び防衛サービス
	(例外: イラク政府またはイラクに対する制裁措置により設	の輸出のためのライセンスや認可の拒否による米国による武
	立された多国籍軍の要請による武器及び関係物資)	器の禁輸。
	• イラク国立博物館、国立図書館、及びその他イラク全土から	制裁除外:
	不法に持ち運ばれた考古学上、歴史上、文化上、科学上、宗	o 国防貿易管理局より、以下についてはケースバイケースで
	教上重要なイラクの文化財やその他の取引の禁止。	ライセンスや認可が発行される可能性あり。
		■ (1) 非致死的軍事設備
	金融規制	(2) イラク政府もしくは多国籍軍の要請による致死的
	 2003年5月22日時点でイラク外に所在した前イラク政府、 	軍事設備
	政府機関、エージェンシーの金融資産並びに経済資源の凍	• 1990年8月6日以降、イラク国立博物館、国立図書館、及び
	結。サダムフセインもしくは前イラク政府の高官及びその近	その他イラク全土から不法に持ち出された、あるいは不法に持
	親者(彼らもしくは彼らの指示や代理で活動していた者によ	ち出された合理的な疑いがある考古学上、歴史上、文化上、私
	り直接または間接に所有/支配された団体を含む)により取	学上、宗教上重要なイラクの文化財あるいはその他の所有権の
	得あるいはイラクから持ち出された金融資産及び経済資源	移転や取引の禁止。
	の凍結。	
	(Listed persons, group and entities subject to EU restrictive	金融規制
	measures)	• SDN リストもしくは大統領令の付属書にリストされた特定団
		体又は個人の取引に関する資産凍結。資産凍結対象者が関係す
	<u>最新動向</u>	るあらゆる資産は、米国にあるか、またはどこに所在しようと
	2013年6月10日以降進展なし。	も米国人が所有/管理している場合凍結される。SDN リスト掲



			載者が直接又は間接的に 50%以上所有する団体の資産及び資産の所有権も、当該団体がリストに掲載されていなくても凍結。
			<u>最新動向</u>
			2013 年 1 月 8 日以降進展なし。
5.	アイボリー	貿易規制	貿易規制
	コースト	• 内部抑圧に用いられる可能性のある武器及び関連物資のア	アイボリーコースト向けもしくはアイボリーコーストからの
		イボリーコーストへの禁輸。	防衛物資及び防衛サービスの輸出のためのライセンスや認可
		• 武器禁輸の効果を損ねる可能性のある技術及び金融支援の	の拒否による米国による武器の禁輸。
		禁止。	制裁除外:
		• アイボリーコーストから EU へのダイアモンドの輸入禁止	o 米国国務省国防貿易管理局より、ケースバイケースでライセ
		(直接か間接かを問わず)。	ンスや認可が発行される可能性あり。
		金融規制	金融制裁
		• 特定個人の資産及び経済資源の凍結。	• SDN リストもしくは大統領令の付属書にリストされた特定団
		• 特定個人への資金及び経済資源の提供禁止。	体又は個人の取引に関する資産凍結。資産凍結対象者が関係す
	() into di managera	(Listed persons group and entities subject to ELL restrictive	るあらゆる資産は、米国にあるか、またはどこに所在しようと
		(Listed persons, group and entities subject to EU restrictive	も米国人が所有/管理している場合凍結される。SDN リスト掲



		measures)	載者が直接又は間接的に 50%以上所有する団体の資産及び資
		渡航規制アイボリーコーストの平和及び国民融和を脅かす人物のEU への入域規制。	産の所有権も、当該団体がリストに掲載されていなくても凍結。
		最新動向 2013年6月10日以降進展なし。	<mark>最新動向</mark> 2013 年 6 月 1 日以降進展なし。
6.	レバノン	貿易規制	貿易規制
		レバノンでの使用を目的とした、またはレバノンに所在する 自然人、法人、団体、組織への武器及び関係物資の禁輸。武器禁輸の効果を損ねる可能性のある技術及び金融支援の 提供禁止。	 レバノン向けもしくはレバノンからの防衛物資及び防衛サービスの輸出のためのライセンスや認可の拒否による米国による武器の禁輸。 制裁除外: 米国国務省国防貿易管理局より、ケースバイケースでライセン
		金融規制	スや認可が発行される可能性あり。
		註:資産凍結に関する規定があるが、現在レバノンに関する	
		資産凍結対象者は設定されていない。	金融規制
			• SDN リストもしくは大統領令の付属書にリストされた特定団
		渡航規制	体又は個人の取引に関する資産凍結。資産凍結対象者が関係す
		註:渡航禁止に関する規定があるが、現在レバノンに関する	るあらゆる資産は、米国にあるか、またはどこに所在しようと
		と渡航禁止対象者は設定されていない。	も米国人が所有/管理している場合凍結される。SDN リスト掲



		最新動向 2013 年 6 月 10 日以降進展なし。	載者が直接又は間接的に 50%以上所有する団体の資産及び資産の所有権も、当該団体がリストに掲載されていなくても凍結。
			<u>最新動向</u>
			2013年7月30日以降進展なし。
7.	リビア	貿易規制	貿易規制
		• 内部抑圧に用いられる可能性のある武器及び関連物資のリ	• リビア向けもしくはリビアからの防衛物資及び防衛サービス
		ビアへの禁輸。	の輸出のためのライセンスや認可の拒否による(リビアに対す
		EU Common Military List に記載された物資及び技術の禁輸。	る国連の武器禁輸措置を実施する)米国による武器の禁輸。
		• 武器、物資、技術の禁輸の効果を損ねる可能性のある技術及	制裁除外: リビア政府への武装解除支援や自己防衛のみを目的
		び金融支援の提供禁止。	とする場合、以下のものについてのリビアへの販売、提供、輸
			送に対して武器禁輸措置は適用されない。
		輸送関係規制	(1) リビアに関する国連安保理委員会に通知され、通知から 5
		リビアに対する EU 制裁の下で提供、販売、輸送、輸出が禁	営業日以内に委員会による否定的な決定がなかった武器及び
		止されている物資が貨物に含まれていると信じる合理的な	関係物資。
		理由がある場合、リビアから1への全ての貨物の調査、差し	(2) 非致死性軍事設備
		押さえ、処分。	(3) 技術支援やトレーニングの提供
			(4) 国連スタッフ、メディア、人道支援者、開発労働者、関連



金融規制

- 特定の個人、団体、組織の資産及び経済資源の凍結。
- リビア人民に対する深刻な人権侵害実施の指示、統制、指揮 に関与もしくは加担した特定個人、団体、組織への資金及び 経済資源の提供禁止。

(Listed persons, group and entities subject to EU restrictive measures)

渡航規制

• リビア人民に対する深刻な人権侵害実施の指示、統制、指揮 に関与もしくは加担した人物を含む特定人物の EU への入 域禁止。

その他の規制

• リビアの一般市民に対する武力行使や暴力に寄与する可能性のあるビジネスを防止する観点から、リビアの団体もしくはリビアの管轄権下にある団体(当該団体により所有/支配されている団体や個人、当該団体の代理や指示で活動する団体や個人を含む)とビジネスを行う際に、全ての EU 市民及び団体(EU の管轄権下にあるものを含む)は注意することが求められる。

要員による使用のみを目的とし、国連安保理委員会に事前通知 を行い、当該通知から 5 営業日以内に委員会による否定的な決 定がなく、リビアへ一時的に輸出される小型武器、軽火器及び 関連物資。

- (5) 人道、保護での使用のみを目的とした非致死性軍事設備及び関連技術支援またはトレーニング。
- (6) 国連安保理委員会によって事前に認可された武器及び関連物資の販売または提供、あるいは支援または人員の提供。

金融規制

- リビア政府、そのエージェンシー、媒介機関、支配団体、リビア中央銀行による取引、並びに大統領令の付属書にリストされた特定個人及び団体の資産、特にリビア政府高官とカダフィ大佐の子供の資産は、米国にあるか、あるいはどこに所在していようとも米国人が所有/管理している場合、大統領令に従い凍結される。
 - o 当該規制はリビアの人民に対して包括的な制裁を科すものではない。
- SDN リストもしくは大統領令の付属書にリストされた団体又は個人の資産もしくは資産の所有権の譲渡、支払い、輸出、引き出し、取扱いが含まれる取引の場合、米国人によるもしくは 米国が関係する取引の禁止。SDN リスト掲載者が直接又は間接



	最新動向 2013年6月10日以降進展なし。	的に 50%以上所有する団体の資産及び資産の所有権も、当該団体がリストに掲載されていなくても凍結。
8. ミャンマー (ビルマ)	 貿易規制 内部抑圧に用いられる可能性のある武器及び関連物資のミャンマーへの禁輸。 武器禁輸の効果を損ねる可能性のある技術及び金融支援の提供禁止。 内部抑圧に用いられる資材の輸出禁止。 最新動向 2013 年 6 月 10 日以降進展なし。 	 貿易規制 ミャンマー向けもしくはミャンマーからの防衛物資及び防衛サービスの輸出のためのライセンスや認可の拒否による米国による武器の禁輸。制裁除外: 国防貿易管理局より、事案によりライセンスや認可が発行される可能性あり。 米国税関国境警備局の産地規制による米国へのミャンマー製品の輸入禁止。本規制により禁止されているものでも、ある種/分野の製品について外国資産管理局による輸入許可が出る可能性あり。以下の製品は禁止措置から除外されている。 ヒスイ、ルビー、ミャンマーもしくはミャンマー以外の国からの当該ヒスイやルビーを含む宝飾品。



			스 타니 He Mui
			金融規制
			• SDN リストもしくは大統領令の付属書にリストされた団体又
			は個人の資産もしくは資産の所有権の譲渡、支払い、輸出、引
			き出し、取扱いが含まれる取引の場合、米国人によるもしくは
			米国が関係する取引の禁止。SDN リスト掲載者が直接又は間接
			的に 50%以上所有する団体の資産及び資産の所有権も、当該団
			体がリストに掲載されていなくても凍結。
			o 例外: 本規制で禁止されている活動や取引であっても、外国
			資産管理局による許可が出る可能性あり。
			• ミャンマー国防省、国営/民間軍事組織、SDN リストに掲載さ
			れた資産凍結対象者へ金融サービスを輸出及び再輸出するこ
			との禁止。
			ミャンマー国防省、国営/民間軍事組織、SDNリストに掲載され
			た資産凍結対象者への新たな投資の禁止。
			最新動向
			2013年8月7日以降進展なし。
9.	北朝鮮	貿易規制	貿易規制
		• あらゆる軍事用に転用可能な物資及び技術、並びに北朝鮮の	• 北朝鮮向けもしくは北朝鮮からの核関連、弾道ミサイル関連、
		核関連、弾道ミサイル関連、その他大量破壊兵器プログラム	その他大量破壊兵器関連プログラムに寄与する可能性のある
		に寄与する主要部品とその他アイテムを含む武器、関連物	北朝鮮に対する禁止措置の下で禁止されるあらゆる軍事用に



質、設備、物資、技術、ソフトウェアの調達の禁止及び禁輸。

- 武器禁輸の効果を損ねる可能性のある技術及び金融支援の 提供禁止。
- 北朝鮮政府、その公的機関、団体、エージェンシー、北朝鮮中央銀行、並びにそれらにより所有/支配されている団体、彼らの指示やその代理で活動している者や団体との金、貴金属、ダイアモンドの取引禁止。
- 新たに発行された、もしくは未発行の北朝鮮建ての紙幣及び 北朝鮮中央銀行の硬貨の提供禁止。
- EU が決定する贅沢品の北朝鮮への輸出禁止。
- 2013 年 2 月 18 日以降発行された北朝鮮公債の取引、発行、 仲介の禁止。
- EU内での北朝鮮銀行の子会社の新たな支店や事務所の設置 の禁止。
- 北朝鮮銀行による新たな共同事業の設立、EU内の銀行との 取引関係の構築、持分権の取得の禁止。

金融規制

• 北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連、大量破壊兵器関連プログラムに寄与する可能性のある支援の提供、またはそれに従事している特定個人、団体、組織の資産凍結。

(Listed persons, group and entities subject to EU restrictive

転用可能な物資及び技術、主要部品、その他アイテムを含む防 衛物資及び防衛サービスの輸出のためのライセンスや認可の 拒否による米国による武器の禁輸。

制裁除外:

国防貿易管理局より、ケースバイケースでライセンスや認可が 発行される可能性あり。

- 北朝鮮での船舶登録、北朝鮮籍の取得、米国人による北朝鮮籍 船の所有、リース、運航、保険引き受けの禁止。
- 直接か間接かを問わず、外国資産管理局からのライセンスなく 北朝鮮から米国への物資、サービス、技術の輸入禁止。
- SDN リストもしくは大統領令に基づく資産凍結対象者が含まれる販売に関する物資の北朝鮮への輸出禁止。商務省産業安全保障局による北朝鮮への輸出規制の対象となる物資の輸出については、事案毎のライセンスが必要となる。但し、以下の物資について基本的にライセンスは認められない。
 - ・ 贅沢品、武器及び関連物資、 北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連、その他大量破壊兵器関連プログラムに寄与する可能性があると国連が決定した特定物資、核拡散及びミサイル技術を理由に規制されている物資。

金融規制

• SDN リストもしくは大統領令の付属書にリストされた団体又



measures)

- 北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連、その他大量破壊兵器プログラムに寄与する可能性のある北朝鮮との取引のための公的金融支援の提供禁止。
- 北朝鮮への補助金、金融支援、無利子融資の新規実施の禁止。

輸送関係規制

- 北朝鮮に対する EU 制裁の下で提供、販売、輸送、輸出が禁止されている物資が含まれると合理的に判断される場合、北朝鮮から/へ輸送されるあらゆる貨物について、事前の情報提供の要求並びに調査、差し押さえ、処分。
- 北朝鮮に対する EU 制裁の下で禁止されている設備を有する可能性があると合理的に判断される船舶について、EU 諸 港への入港禁止。
- 北朝鮮に対する EU 制裁の下で禁止されている物資を含む と合理的に判断される船舶について、EU 市民による、もし くは EU 内からの北朝鮮船への補油、船舶提供サービス、そ の他船舶サービスの提供禁止。

渡航規制

• 核関連、弾道ミサイル関連、その他大量破壊兵器関連プログラムに関する北朝鮮の政策に対して国連安保理により責任

は個人の資産凍結。さらに、北朝鮮による武器及び関連物資の密輸、贅沢品の調達への支援や、マネーロンダリング、商品や通貨の偽造、大量の現金移動、麻薬の密輸を含む北朝鮮政府またはその高官が関与あるいは支援する不法行為に従事していると国務長官との協議の下財務長官が決定した個人や団体の資産凍結。SDN リスト掲載者が直接又は間接的に 50%以上所有する団体の資産及び資産の所有権も、当該団体がリストに掲載されていなくても凍結。

○ 例外:本規制で禁止されている活動や取引であっても、外国 資産管理局による許可が出る可能性あり。

最新動向

2011年8月8日以降進展なし。



		ありとされた人物及びその家族並びに彼らの指示や代理で活動する者を含む特定人物の EU への入域禁止。 その他規制 EU の金融機関による北朝鮮に所在する銀行、その子会社、支店、その他北朝鮮外の金融機関との取引の監視強化。 北朝鮮の核活動に寄与する可能性のある分野における北朝鮮国民の特別教育やトレーニングを防止するべく取られるEU 加盟国による注意措置。 最新動向 2013 年 7 月 23 日以降進展なし。	
10.	南スーダン	貿易規制 ● 内部抑圧に用いられる可能性のある武器及び関連物資の南スーダンへの禁輸。	概要● スーダンに対する禁止措置で明確に規定されているものを除き、南スーダンに対する米国制裁はない。
		武器禁輸の効果を損ねる可能性のある技術及び金融支援の 提供禁止。	その他規制
			スーダン及び南スーダン内外で活動しているテロリスト、テロ
		金融規制	グループ、外国テロ組織に対する禁止措置あり。
		特定の個人の資産及び経済資源の凍結。特定個人への資金及び経済資源の提供禁止。	最新動向
		● 付た四八、ツ貝並及り、衽併貝伽の、延供示止。	<u>取利期刊</u>



		(Listed persons, group and entities subject to EU restrictive measures)	2013 年 8 月 30 日以降進展なし。
		<u>最新動向</u>	
		2013年6月10日以降進展なし。	
11.	スーダン	貿易規制	概要
		• スーダン及び南スーダンへの武器及び関連物資の禁輸。	• 原則として、米国人(米国団体、所在地を問わず米国民及び永住
		• 武器禁輸の効果を損ねる可能性のある技術及び金融支援の	外国人、米国領内にいる全ての者を含む)は、一部の例外を除き、
		提供禁止。	スーダン人/団体とのほぼ全てのビジネスもしくは関係する取
			引を行うことが禁止される。一部特定の規制は以下の通り。
		金融規制	
		• 和平プロセスの妨害、ダルフール地域における安定への脅	貿易規制
		威、国際人権規則違反やその他の残虐行為、国連による武器	• ダルフールで活動している非政府組織及び個人に対する防衛
		禁輸違反、ダルフール地域における攻撃的軍事上空通過に責	物資及び防衛サービスの輸出のためのライセンスや認可の拒
		任を有する特定個人の資産及び経済資源の凍結。	否による米国による武器の禁輸(スーダンに対する国連武器禁
		(Listed persons, groups and entities subject to EU restrective	輸措置の実施)。
		measures)	制裁除外:
			国防貿易管理局より、ケースバイケースでライセンスや認可が
		渡航規制	発行される可能性あり。
		• 和平プロセスの妨害、ダルフール地域における安定への脅	o 当該禁止措置は南スーダンには適用されない。
		威、国際人権規則違反やその他の残虐行為、国連による武器	• 外国資産管理局の許可なく米国人がスーダンの石油もしくは



禁輸違反、ダルフール地域における攻撃的軍事上空通過に責任を有する者の EU への入域禁止。

最新動向

2013年6月10日以降進展なし。

石油化学産業に関係するあらゆる取引や活動をすることの禁止。

- o 当該禁止規則は南スーダンを含むスーダンの全領域に適 用される。
- o 非米国人による当該取引や活動を米国人が支援すること も禁止。
- 個人的利用における限られた例外を除き、外国資産管理局及び 産業安全保障局のライセンスなしに、直接あるいは第三国経由 でスーダンの非特定エリアを原産とするあらゆる物資やサー ビスを米国へ輸入することの禁止。
 - o スーダンを原産とする原料や部品について、当該原料や部 品が製品に含まれているものや、第三国で大幅に加工され たものである場合、第三国から米国への輸入は禁止されな い。
- 商務省規制品リストに分類される物資や技術は、米国商務省の 産業安全保障局からのライセンスが必要となる。
 - o 化学兵器、生物兵器、ミサイル、核拡散を理由に規制されているあらゆるアイテム、国家安全保障や地域の安定を理由に規制されている軍事関係アイテム、航空機、暗号化アイテム、爆発装置探知機のような国家安全保障や反テロを理由に規制対象になっている特定のアイテムについては、スーダンの全エンドユーザーへの輸出及び再輸出につい



	T
	で基本的に拒否される。
	o 国家安全保障や反テロを理由に規制されているその他の
	非軍事関係物資についても最終利用者や最終利用目的が
	軍事関係の場合、基本的に拒否される。また、最終利用者
	や最終利用目的が非軍事関係の場合にはケースバイケー
	スで判断される。
	• 輸出者が物資や技術がスーダンの非特定地域へ移送されるこ
	とを知っていた、もしくは知り得べき状況にあった場合、米国
	から第三国への輸出は禁止される。特定の製品がスーダンの非
	特定エリアでの利用を意図し、スーダンの非特定エリアからの
	注文に応じるため特別に製造され、特定製品の販売がもっぱら
	スーダンの非特定エリアに限定されている場合、第三国製品へ
	の取り込みや組み換えを目的とした物資や技術の輸出は禁止
	される。
	金融規制
	• 米国にある、もしくは米国人の支配下にあるスーダン政府の資
	産凍結。世界中どこに所在しようともスーダン政府により所有
	/支配され、その代理で活動する個人及び団体の資産を含む。ま
	た、SDN リストあるいは大統領令の付属書にリストされた特定
	個人及び団体の取引を含む。資産凍結対象者が関係するあらゆ
	る資産は、米国にあるか、またはどこに所在しようとも米国人



			が所有/管理している場合、凍結される。SDN リスト掲載者が 直接又は間接的に 50%以上所有する団体の資産及び資産の所 有権も、当該団体がリストに掲載されていなくても凍結。 の 例外: 本規制で禁止されている活動や取引であっても、外国 資産管理局による許可が出る可能性あり。 ・ スーダンの産業、商業、公益企業、政府プロジェクトを支援す る融資契約を含む米国人によるあらゆる契約の実施を含むス ーダンとの金融取引は禁止される(スーダンの特定地域につい て外国資産管理局による免除あり)。 の 例外: 本規制で禁止されている活動や取引であっても、外国 資産管理局による許可が出る可能性あり。
			2012年2月1日以降進展なし。
12.	シリア	 貿易規制 内部抑圧に用いられる可能性のある製品の製造及び維持に用いられる可能性のある武器、関連物資、特定設備、物資、技術のシリアへの禁輸。 武器、関連物資、特定設備、物資、技術の禁輸の効果を損ねる可能性のある技術及び金融支援の提供禁止。 シリア体制によるインターネット、携帯もしくは固定ネット 	概要 • 原則として、米国人(米国企業、所在地を問わず米国民及び永住 外国人、米国領内にいる全ての者を含む)は、一部の例外を除き、 シリア人/団体とのほぼ全てのビジネスもしくは関係する取引 を行うことが禁止される。一部特定の規制は以下の通り。 貿易規制



ワークにおける電話通信の監視あるいは傍受に用いられる 設備やソフトウェアの禁輸、及び当該設備やソフトウェアの インストール、アップデート、操作の支援提供の禁止。

- シリアからの原油及び石油製品の EU への購入、輸入、輸送 の禁止。
- シリアにおける石油及び天然ガス産業の以下の主要分野、あるいはシリア外のこれらの分野に従事するシリア所有団体のための主要設備及び技術の禁輸。
 - o 精製
 - o 液化天然ガス
 - o 探査
 - 。 製造
- EUが決定するシリアの新紙幣、硬貨、金、貴金属、贅沢品を、シリア政府、その公的機関、団体、エージェンシー、シリア中央銀行、これらに所有/支配されている個人や団体、これらの代理/指示で活動している個人や団体へ提供あるいは取引することの禁止。
- シリアあるいはシリアで以下の分野に従事しているシリア 所有企業との共同企業の設立、共同企業への参加、融資提供 の禁止。
 - o 探査、製造、精製に関わる石油産業分野
 - o 電力製造のための新たなパワープラント建設分野

• シリア向けもしくはシリア原産の防衛物資及び防衛サービス の輸出のためのライセンスや認可の拒否による米国による武 器の禁輸。

制裁除外:

国防貿易管理局より、事案によりライセンスや認可が発行される可能性あり。

- 商務省規制品リストに分類される物資や技術は、産業安全保障 局からのライセンスが必要となる。
 - 輸出管理規制の対象となる物資のシリアへの輸出及び再輸出は基本的に拒否される。但し、産業安全保障局はケースバイケースで禁輸規制対象となる物資のカテゴリーを見直す可能性があり、可能性のある物資としては商務省既製品リストにある医薬品及び医療機器、電気通信機器及び関連コンピューター、ソフトウェア、技術、民間航空及び商業旅客機の安全確保を目的とした部品を含む。

金融規制

• 米国にある、もしくは米国人の所有/支配下にあるシリア政府 (そのエージェンシー、支配団体を含む)の資産凍結。資産凍結 対象者が関係するあらゆる資産は、米国にあるか、またはどこ に所在しようとも米国人が所有/管理している場合、凍結され る。SDN リスト掲載者が直接又は間接的に 50%以上所有する



金融規制

• シリアにおける一般市民に対する暴力的弾圧に責任を有す る者、同体制を支持し利益を得ている者、それらの者との関 係者の資産及び経済資源の凍結。

(Listed persons, groups and entities subject to EU restrective measures)

- シリアとの取引のための公的及び民間金融支援の提供禁止。 金融支援には、当該取引に関与する EU 国民や企業への輸出 信用、保証、保険の提供が含まれる。また、シリアとの取引 のための既存の公的及び民間金融支援について新規の長期 契約の禁止。
- シリア政府への贈与、金融支援、無利子融資の新規実施の禁止。
- 欧州投資銀行(EIB)とシリアとの既存の融資契約に関係する 支払いの禁止。
- 2011 年 12 月 1 日以降に発行された公債の発効及び取引の 禁止。
- EU 加盟国内領域にシリア銀行の新たな支店、子会社、代表 事務所を開設すること、及びシリア中央銀行を含むシリア銀 行による新たな提携関係の構築、新たな共同会社の設立の禁 止。

団体の資産及び資産の所有権も、当該団体がリストに掲載されていなくても凍結。また、大統領令で以下の行為が禁止されている。

- o 所在地を問わず米国人によるシリアへの新規投資。
- ※国から、または所在地を問わず米国人によるシリアへの直接あるいは間接的なサービスの輸出、再輸出、販売、提供。
- o シリア産石油、石油製品の米国への輸入。
- o 所在地を問わず米国人によるシリア産石油や石油製品に関する取引もしくは取り扱い。
- ※国人もしくは米国内で行うことが禁止される取引に関して外国人による取引も禁止される場合、所在地を問わず米国人が外国人の当該取引を認可、融資、促進、保証すること。
- 本規制で禁止されている活動や取引であっても、外国資産管理局による許可が出る可能性あり。

最新動向

2013年7月11日以降進展なし。



	シリア政府、その公的機関、団体、エージェンシー、その代理で活動する者への保険及び再保険の提供禁止。 例外: 本規制は、制裁措置の下で制裁対象団体に指定されていないシリア人/団体により用船されている船舶、航空機、車両の船主への保険及び再保険へは適用されない。 貿易関係規制 シリアに対する EU 制裁の下で提供、販売、輸送、輸出が禁止されている物資が含まれると合理的に判断される場合、シリアから/へ輸送されるあらゆる貨物について事前の情報提供の要求並びに調査、差し押さえ、処分。	
	 渡航規制 シリアにおける一般市民に対する暴力的弾圧に責任を有する者、同体制を支持し利益を得ている者、それらの者との関係者について、EUへの入域禁止。 最新動向 2013年6月10日以降進展なし。 	
13. チュニ	-ジア 金融規制 チュニジア国金の不正流用に責任を有する者及びその関係	概要



	する自然人、法人、企業に所属し、所有され、管理、支配されている個人、企業、組織の資産及び経済資源凍結。 ◆ 上記規制は 2014 年 1 月 31 日まで有効。 (Listed persons, groups and entities subject to EU restrective measures)	その他の規制 • チュニジア内外で活動するテロリスト、テロ団体、外国テロ組織に対する規制措置あり。
	<mark>最新動向</mark> 2013 年 7 月 31 日以降進展なし。	最新動向 2013 年 8 月 30 日以降進展なし。
14. イエメ	 概要 以下の規制以外にイエメンに対する EU の規制措置なし。 その他の規制 イエメン内外で活動するテロリスト、テロ団体、外国テロ組 	● SDN リストに掲載された個人及び団体、イエメンの平和、安全、安定を直接または間接的に脅かす行為に従事した者、当該活動に従事した組織の政治的または軍事的リーダー、大統領令によりその資産が凍結されている者またはそれらに所有、支配
	・ イエメンドがで活動するプロッスド、プロ団体、外国プロ組織に対する規制措置あり。最新動向アルカイダネットワークに関係する個人及び団体に対する資産	されている者、直接または間接的にそれらの代理で活動する者 や活動へ支援を提供した者の資産凍結。 例外: 当該規制はイエメン政府やイエメン国民に対する広範 な制裁を科すものではない。
	凍結リストが 2013 年 10 月 11 日に更新。	• SDN リストもしくは大統領令の付属書にリストされた団体又は個人の資産凍結。資産凍結対象者が関係するあらゆる資産は、米国にあるか、またはどこに所在しようとも米国人が所有/管理している場合、凍結される。SDN リスト掲載者が直接又





	は間接的に 50%以上所有する団体の資産及び資産の所有権 も、当該団体がリストに掲載されていなくても凍結。 例外:本規制で禁止されている活動や取引であっても、外国 資産管理局による許可が出る可能性あり。
	<u>最新動向</u> 2012 年 11 月 9 日以降進展なし。